

「J-Coin 加盟店規約」新旧対比表

(下線部:改訂箇所)

改訂後	改訂前
<b>J-Coin 加盟店規約</b>	<b>J-Coin Pay 加盟店規約</b>
<p><b>第1条 目的</b></p> <p>1. 本規約は、株式会社南都銀行(以下「当社」といいます。)の加盟店が、株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。)またはみずほ銀行が認める第三者(以下総称して「イシュア」といいます。)が提供する <u>J-Coin</u> サービスにおける決済を行う場合の取扱いについて定めるものです。加盟店は、本規約の内容を十分に理解し、本規約にご同意いただいたうえで、本サービスをご利用いただくものとします。</p> <p>2. (略)</p> <p><b>第2条 定義</b></p> <p>本規約で用いられる用語の定義は、別途定められない限り次のとおりとします。</p> <p>① <u>「アカウント」とは、J-Coin Pay アカウントおよび J-Coin Lite アカウントの総称をいいます。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ 「加盟店サイト等」とは、加盟店が当社に届け出て当社の承認を得たウェブサイト(対象商品の販売<u>もしくは提供、または寄付金の募集・勧誘</u>を行うウェブサイトを含みますがこれらに限りません。)または店舗等をいいます。</p> <p>④ <u>「寄付金」とは、加盟店の寄付の募集・勧誘に応じ、ユーザーが加盟店に贈与する金銭をいいます。</u></p> <p>⑤ 「コイン」とは、J-Coin Pay コインおよび J-Coin Lite コインの総称をいいます。</p> <p>⑥ <u>「贈与債権」とは、ユーザーが加盟店に対し寄付金の支払にかかる贈与の意思表示を行うことにより発生する、加盟店のユーザーに対する寄付金の支払請求権をいいます。</u></p> <p>⑦ 「代金債権」とは、対象商品の対価として加盟店がユーザーに対して取得する債権をいいます。</p> <p>⑧ 「対象商品」とは、加盟店によって販売または提供される商品またはサービスのうち、加盟店が当社に届け出て、当社が承認した商品またはサービスをいいます。</p> <p>⑨ <u>「J-Coin サービス」とは、イシュアが提供する J-Coin Pay コインもしくは J-Coin Lite コインに関連する一切のサービスをいいます。</u></p> <p>⑩ <u>「J-Coin Pay アカウント」とは、ユーザーが犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号、以下「犯収法」といいます。)に定める取引時確認の手続きを含む所定の手続きを経てイシュアより付与されるユーザーアカウントであり、J-Coin Pay サービスを利用するために使用されるものをいいます。</u></p> <p>⑪ <u>「J-Coin Pay コイン」とは、J-Coin Pay アカウントにおいて保有され、J-Coin Pay ユーザーが加盟店サイト等における対象商品の代金決済または寄付金の支払に利用することが可能なものとしてイシュアが発行する電磁的記録であり、みずほ銀行が承認するものをいいます。</u></p> <p>⑫ 「J-Coin Pay サービス」とは、イシュアが提供する J-Coin Pay コインに関連する一切のサービスをいいます。</p> <p>⑬ <u>「J-Coin Pay ユーザー」とは、J-Coin Pay サービスのユーザーをいいます。</u></p>	<p><b>第1条 目的</b></p> <p>1. 本規約は、株式会社南都銀行(以下「当社」といいます。)の加盟店が、株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。)またはみずほ銀行が認める第三者(以下総称して「イシュア」といいます。)が提供する J-Coin Pay サービスにおける決済を行う場合の取扱いについて定めるものです。加盟店は、本規約の内容を十分に理解し、本規約にご同意いただいたうえで、本サービスをご利用いただくものとします。</p> <p>2. (略)</p> <p><b>第2条 定義</b></p> <p>本規約で用いられる用語の定義は、別途定められない限り次のとおりとします。</p> <p>① 「本サービス」とは、当社が加盟店に対して提供する、加盟店における対象商品の代金決済をコインで行うことを可能とするサービスをいいます。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 「加盟店サイト等」とは、加盟店が当社に届け出て当社の承認を得たウェブサイト(対象商品の販売または提供を行うウェブサイトを含みますがこれらに限りません。)または店舗をいいます。</p> <p>④ 「対象商品」とは、加盟店によって販売または提供される商品またはサービスのうち、加盟店が当社に届け出て、当社が承認した商品またはサービスをいいます。</p> <p>⑤ 「代金債権」とは、対象商品の対価として加盟店がユーザーに対して取得する債権をいいます。</p> <p>⑥ 「ユーザー」とは、イシュアが提供する J-Coin Pay サービスのすべての利用者をいいます。</p> <p>⑦ 「アカウント」とは、ユーザーが J-Coin Pay サービスを利用するため、イシュアより所定の手続きを経て付与されるユーザーアカウントをいいます。</p> <p>⑧ 「コイン」とは、ユーザーのアカウントにおいて保有され、ユーザーが加盟店サイト等における対象商品の代金決済に利用することが可能なものとしてイシュアが発行する電磁的記録であり、みずほ銀行が承認するものをいいます。</p> <p>⑨ 「J-Coin Pay サービス」とは、イシュアが提供するコインに関連する一切のサービスをいいます。</p> <p>⑩ 「二次アクワイアラ」とは、当社の委託を受け本サービスの全部または一部を提供する会社をいいます。</p>

改訂後	改訂前
<p>⑭ <u>「J-Coin Lite アカウント」とは、ユーザーが犯収法に定める取引時確認の手続を含まない所定の手続を経てイシューより付与されるユーザーアカウントであり、J-Coin Lite サービスを利用するために使用されるものをいいます。</u></p> <p>⑮ <u>「J-Coin Lite コイン」とは、J-Coin Lite アカウントにおいて保有され、J-Coin Lite ユーザーが加盟店サイト等における対象商品の代金決済に利用することが可能(寄付金の支払には利用できないものとします。)なものでイシューが発行する電磁的記録であり、みずほ銀行が承認するものをいいます。</u></p> <p>⑯ <u>「J-Coin Lite サービス」とは、イシューが提供する J-Coin Lite コインに関連する一切のサービスをいいます。</u></p> <p>⑰ <u>「J-Coin Lite ユーザー」とは、J-Coin Lite サービスのユーザーをいいます。</u></p> <p>⑱ 「二次アクワイアラ」とは、当社の委託を受け本サービスの全部または一部を提供する会社をいいます。</p> <p>⑲ 「本サービス」とは、当社が加盟店に対して<u>直接または二次アクワイアラを通じて</u>提供する、加盟店における対象商品の代金決済<u>または寄付金の支払</u>をコインで行うことを可能とするサービスをいいます。</p> <p>⑳ 「ユーザー」とは、イシューが提供する <u>J-Coin サービス</u>のすべての利用者をいいます。</p>	
<p><b>第3条 加盟店契約の締結および加盟店番号の通知</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当社は、前項の手続によって提出された申込みの内容につき、必要な審査を行い、申込者を加盟店として登録した場合、<u>当該申込者に対して加盟店番号を通知するもの</u>とします。申込者に対してかかる通知がなされた時点で当社と申込者との間に<u>本規約に基づく</u>加盟店契約が成立するものとします。</p> <p>3. (略)</p>	<p><b>第3条 加盟店契約の締結</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当社は、前項の手続によって提出された申込みの内容につき、必要な審査を行い、申込者を加盟店として登録する場合、当該申込者に対して加盟店登録を行う旨および加盟店番号を通知するものとします。申込者に対してかかる通知がなされた時点で当社と申込者との間に加盟店契約が成立するものとします。</p> <p>3. (略)</p>
<p><b>第4条 コインでの決済</b></p> <p>1. ユーザーがコインを代金決済<u>または寄付金の支払</u>に利用する場合、加盟店は、当該ユーザーに対してみずほ銀行所定の方法でコインによる支払いを指定し、みずほ銀行所定の手続を行わせるものとします。<u>但し、加盟店は、J-Coin Lite コインを寄付金の支払に利用させることはできないものとします。</u></p> <p>2. ユーザーが対象商品の購入<u>または寄付金の支払</u>の際に、コインでの代金決済を指定し、<u>ユーザーおよび加盟店が</u>みずほ銀行所定の手続を行った場合、<u>イシューに対し、売上情報が送信されます。</u></p> <p>3. 加盟店は、<u>イシュー</u>が前項の売上情報を受信した時点において、ユーザーが当該決済に利用するものとして指定した当該コインについて<u>イシュー</u>のサーバー上に記録された残高が当該対象商品の代金額<u>または寄付金の額</u>に満たないことを解除条件として、当社に対して当該対象商品の購入に係る代金債権<u>または当該寄付金</u>に係る贈与債権を譲渡するものとします。</p> <p>4. 加盟店は、ユーザーのコインの残高から対象商品の代金<u>または寄付金の額</u>に相当するコインが差し引かれた時をもって、前項に基づき当社に譲渡した代金債権<u>または贈与債権</u>が弁済等により消滅する前後を問わず、また、加盟店が当該債権譲渡の対価を受領する前後を問わず、当該代金<u>または寄付金</u>の支払いがあったものとしてユーザーを取り扱わなければならないものとします。</p>	<p><b>第4条 コインでの決済</b></p> <p>1. ユーザーがコインを代金決済に利用する場合、加盟店は、当該ユーザーに対してみずほ銀行所定の方法でコインによる支払いを指定し、みずほ銀行所定の手続を行わせるものとします。</p> <p>2. ユーザーが対象商品の購入の際に、コインでの代金決済を指定してみずほ銀行所定の手続を行った場合、加盟店は、みずほ銀行所定の方法によりみずほ銀行に対して売上情報を送信し、みずほ銀行が当該情報を受信した時点において、ユーザーが当該決済に利用するものとして指定した当該コインについてみずほ銀行のサーバー上に記録された残高が当該対象商品の代金額に満たないことを解除条件として、当社に対して当該対象商品の購入に係る代金債権を譲渡するものとします。</p> <p>3. 加盟店は、ユーザーのコインの残高から対象商品の代金に相当するコインが差し引かれた時をもって、前項に基づき当社に譲渡した代金債権が弁済等により消滅する前後を問わず、また、加盟店が当該債権譲渡の対価を受領する前後を問わず、当該代金の支払いがあったものとしてユーザーを取り扱わなければならないものとします。</p>

改訂後	改訂前
<p><b>第5条 コインの精算</b></p> <p>1. 当社は、直接または二次アクワイアラを通じ、加盟店に対し、当社所定の期間における前条 3 項に基づく債権譲渡対価の総額(以下「精算金」といいます。)について、第 10 条に定めるところにより算定のうえ、当社所定の時期までにあらかじめ加盟店が届け出た支払口座に支払うものとします。振込手数料は当社の負担とします。なお、当社は、精算金の支払時において、加盟店が当社に対して負担する弁済期の到来した本サービスまたは <u>J-Coin サービス</u>に関連して支出した広告費その他の費用がある場合、これを控除して支払うことができるものとします。</p> <p>2. 当社は、ユーザーと加盟店との間の対象商品もしくは寄付金の支払またはその他一切の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。万一、コインによる代金決済 <u>または寄付金の支払</u>後に債務不履行(契約不適合を含みます。)、返品、<u>不備・不具合</u>その他の問題が生じた場合は、ユーザーと加盟店との間で解決していただくものとし、当社はなんらの責任も負わないものとします。①加盟店との間の紛議を理由にユーザーが当社に苦情を申し入れた場合、②ユーザーと加盟店との間に紛議が発生した、もしくは発生する可能性があるとして当社が認めた場合、または③加盟店が本規約もしくは加盟店契約その他法律の規定に違反した場合、当社は、加盟店に対する精算金の支払を、(1)上記①ないし③の紛議等の状態が解決・解消等するまで留保もしくは拒絶または(2)次回以降に当該加盟店に対して支払う精算金から当該紛議等に起因して生じた損害(弁護士費用、第三者から請求された損害等を含みますが、それらに限られません。)を差し引くことができるものとします。</p> <p>3. (略)</p> <p><b>第6条 決済の取消 (新設)</b></p> <p>1. <u>前条第2項にかかわらず、加盟店は、ユーザーとの間の対象商品の取引が取消または解除された場合に限り、当社所定の期間内にみずほ銀行所定の方法により第4条に基づく決済を取り消すことができます。</u></p> <p>2. <u>加盟店が前項に基づき決済を取り消す手続を行った場合、イシューに対し、取消情報が送信されます。</u></p> <p>3. <u>当社および加盟店は、取消情報を受信したイシューがユーザーに対して第4条第4項において差し引いたコインを返還することを停止条件として、第4条第3項に基づく債権譲渡を譲渡時点に遡って解除するものとします。</u></p> <p>4. <u>加盟店は、債権譲渡対価を既に受領している場合には、前項に基づく債権譲渡の解除後直ちに当該債権譲渡対価を当社指定の預金口座に振り込む方法により返還するものとします。この場合、利息または遅延損害金は付さないものとし、振込手数料は加盟店の負担とします。ただし、当社が指定した場合には、当社が別途加盟店に対して支払うべき精算金から差し引く方法により返還するものとします。</u></p> <p>5. <u>本条に基づく決済の取消により当社または二次アクワイアラに損害が生じた場合、加盟店はこれを賠償するものとします。</u></p> <p>6. <u>加盟店は、決済を取り消す手続を行った場合であっても、ユーザーのコインの残高にコインが返還されるまでは、対象商品の代金の支払いがあったものとしてユーザーを取り扱わなければならないものとします。</u></p>	<p><b>第5条 コインの精算</b></p> <p>1. 当社は、直接または二次アクワイアラを通じ、加盟店に対し、当社所定の期間における前条 2 項に基づく債権譲渡対価の総額(以下「精算金」といいます。)について、第 9 条に定めるところにより算定のうえ、当社所定の時期までにあらかじめ加盟店が届け出た支払口座に支払うものとします。振込手数料は当社の負担とします。なお、当社は、精算金の支払時において、加盟店が当社に対して負担する弁済期の到来した本サービスまたは J-Coin Pay サービスに関連して支出した広告費その他の費用がある場合、これを控除して支払うことができるものとします。</p> <p>2. 当社は、ユーザーと加盟店との間の対象商品またはその他一切の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。万一、コインによる代金決済後に債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合は、ユーザーと加盟店との間で解決していただくものとし、当社はなんらの責任も負わないものとします。①加盟店との間の紛議を理由にユーザーが当社に苦情を申し入れた場合、②ユーザーと加盟店との間に紛議が発生した、もしくは発生する可能性があるとして当社が認めた場合、または③加盟店が本規約もしくは加盟店契約その他法律の規定に違反した場合、当社は、加盟店に対する精算金の支払を、(1)上記①ないし③の紛議等の状態が解決・解消等するまで留保もしくは拒絶または(2)次回以降に当該加盟店に対して支払う精算金から当該紛議等に起因して生じた損害(弁護士費用、第三者から請求された損害等を含みますが、それらに限られません。)を差し引くことができるものとします。</p> <p>3. (略)</p>

改訂後	改訂前
<p><b>第7条 加盟店としての遵守事項</b></p> <p>1. 加盟店は、次に掲げる事項を遵守するものとします。</p> <p>① 加盟店は、本サービスを利用して、法令その他の規制により許認可または届出が必要となる対象商品の販売<u>もしくは提供または寄付金の募集・勧誘</u>を行う場合、当該許認可を取得し、または当該届出を行うとともに、当該対象商品の販売または提供<u>もしくは寄付金の募集・勧誘</u>を行っている間、当該許認可または届出を有効に維持しなければならないものとします。また、当社が、加盟店に対し、監督官庁から交付を受けた許認可証または届出書等の提示または提出を求めた場合には、これに応じなければならないものとします。</p> <p>② 加盟店は、ユーザーからの対象商品<u>または寄付金の支払</u>に関する問い合わせまたは苦情等に対応する窓口を設置の上、自己の責任においてユーザーからの問い合わせまたは苦情等に対応するものとします。</p> <p>③ 加盟店は、対象商品の提供<u>または寄付金の募集・勧誘</u>にあたっては、特定商取引に関する法律、景品表示法、著作権法、資金決済に関する法律その他の法令その他の規制を遵守するものとします。</p> <p>④ 加盟店は、加盟店サイト等その他加盟店が発信するツール(店頭における告知等、その媒体を問いません。以下同じです。)においてコインにより対象商品の代金決済<u>または寄付金の支払</u>を行うことができる旨表示したときは、ユーザーによるコインの利用を拒むことはできないものとします。ただし、コインが盗取されたものであるとき、<u>ユーザー</u>がコインを不正に取得したとき、または<u>ユーザー</u>が不正に取得されたコインであることを知りながら使用したときはこの限りではありません。</p> <p>⑤ 加盟店は、ユーザーがコインによる対象商品の決済<u>または寄付金の支払</u>を行う場合には、現金その他の支払手段を用いる第三者より不利な取扱いを行わないものとします。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 加盟店は、ユーザーによるコインの利用について不審がある場合、当社が予め通知した不正ユーザーと疑われる者による利用と思われる場合または日常の取引から判断して異常な大量もしくは高価な購入の申し込みもしくは大量<u>もしくは多額の寄付</u>がある場合には、当社に通知し、当社の指示がある場合には当該指示に従うものとします。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ 加盟店は、本サービスの利用に関し事故(第13条に定める秘密情報の漏えいを含みますが、これに限られません。)が生じた場合には、速やかに当社に報告の上解決するものとし、解決に当たっては当社の指示を遵守するものとします。</p> <p>2. 加盟店は、本サービスの利用に関し、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。</p> <p>① ユーザーに不正な方法によりコインを取得させ、または不正な方法で取得されたコインであることを知ってコインによる代金決済<u>または寄付金の支払</u>を許容する行為。</p> <p>② ユーザーにアカウントまたはコインを偽造もしくは変造させ、または偽造もしくは変造されたコインであることを知ってコインによる代金決済<u>または寄付金の支払</u>を許容する行為。</p> <p>③ ~ ⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為、ユーザーに対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他 J-Coin サービスおよび本サービスが予定している利用目的と異なる目的で J-Coin サービスまたは本サービスを利用する行為。</u></p>	<p><b>第6条 加盟店としての遵守事項</b></p> <p>1. 加盟店は、次に掲げる事項を遵守するものとします。</p> <p>① 加盟店は、本サービスを利用して、法令その他の規制により許認可または届出が必要となる対象商品の販売または提供を行う場合、当該許認可を取得し、または当該届出を行うとともに、当該対象商品の販売または提供を行っている間、当該許認可または届出を有効に維持しなければならないものとします。また、当社が、加盟店に対し、監督官庁から交付を受けた許認可証または届出書等の提示または提出を求めた場合には、これに応じなければならないものとします。</p> <p>② 加盟店は、ユーザーからの対象商品に関する問い合わせまたは苦情等に対応する窓口を設置の上、自己の責任においてユーザーからの問い合わせまたは苦情等に対応するものとします。</p> <p>③ 加盟店は、対象商品の提供にあたっては、特定商取引に関する法律、景品表示法、著作権法、資金決済に関する法律その他の法令その他の規制を遵守するものとします。</p> <p>④ 加盟店は、加盟店サイト等その他加盟店が発信するツール(店頭における告知等、その媒体を問いません。以下同じです。)においてコインにより対象商品の代金決済を行うことができる旨表示したときは、ユーザーによるコインの利用を拒むことはできないものとします。ただし、コインが盗取されたものであるとき、コインの保有者がコインを不正に取得したとき、または不正に取得されたコインであることを知りながら使用したときはこの限りではありません。</p> <p>⑤ 加盟店は、ユーザーがコインによる対象商品の決済を行う場合には、現金その他の支払手段を用いる第三者より不利な取扱いを行わないものとします。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 加盟店は、ユーザーによるコインの利用について不審がある場合、当社が予め通知した不正ユーザーと疑われる者による利用と思われる場合または日常の取引から判断して異常な大量もしくは高価な購入の申し込みがある場合には、当社に通知し、当社の指示がある場合には当該指示に従うものとします。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ 加盟店は、本サービスの利用に関し事故(第12条に定める秘密情報の漏えいを含みますが、これに限られません。)が生じた場合には、速やかに当社に報告の上解決するものとし、解決に当たっては当社の指示を遵守するものとします。</p> <p>2. 加盟店は、本サービスの利用に関し、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。</p> <p>① ユーザーに不正な方法によりコインを取得させ、または不正な方法で取得されたコインであることを知ってコインによる代金決済を許容する行為。</p> <p>② ユーザーにアカウントまたはコインを偽造もしくは変造させ、または偽造もしくは変造されたコインであることを知ってコインによる代金決済を許容する行為。</p> <p>③ ~ ⑧ (略)</p> <p>⑨ 営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為(対象商品の販売または提供および当社が認めたものを除きます。)、性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為、ユーザーに対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他コイン J-Coin Pay サービスおよび本サービスが予定している利用目的と異なる目的で J-Coin Pay サービスまたは本サービスを利用する行為。</p>

改訂後	改訂前
<p>⑩ (略)</p> <p>⑪ 宗教活動または宗教団体への勧誘行為。<u>なお、加盟店が事前に当社の承認を得た宗教団体である場合にはこの限りではありません。</u></p> <p>⑫ ～ ⑬ (略)</p> <p>⑭ イシューまたは当社のサーバーやネットワークシステムに支障を与える行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用してサービスを不正に操作する行為、当社のシステムの不具合を意図的に利用する行為、同様の質問を必要以上に繰り返す等、当社に対し不当な問い合わせまたは要求をする行為、その他イシューによる <u>J-Coin サービス</u>もしくは本サービスの運営または他のユーザーによるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与える行為。</p> <p>⑮ ～ ⑰ (略)</p>	<p>⑩ (略)</p> <p>⑪ 宗教活動または宗教団体への勧誘行為。</p> <p>⑫ ～ ⑬ (略)</p> <p>⑭ イシューまたは当社のサーバーやネットワークシステムに支障を与える行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用してサービスを不正に操作する行為、当社のシステムの不具合を意図的に利用する行為、同様の質問を必要以上に繰り返す等、当社に対し不当な問い合わせまたは要求をする行為、その他イシューによる J-Coin Pay サービスもしくは本サービスの運営または他のユーザーによるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与える行為。</p> <p>⑮ ～ ⑰ (略)</p>
<p>3. (略)</p>	<p>3. (略)</p>
<p><b>第 8 条 システムの使用等</b></p> <p>1. ～ 4. (略)</p>	<p><b>第 7 条 システムの使用等</b></p> <p>1. ～ 4. (略)</p>
<p><b>第 9 条 ロゴ等の使用</b></p> <p>1. ～ 2. (略)</p>	<p><b>第 8 条 ロゴ等の使用</b></p> <p>1. ～ 2. (略)</p>
<p><b>第 10 条 債権譲渡対価</b></p> <p>第 4 条第 3 項に基づく債権譲渡の対価は、代金債権額 <u>または贈与債権額</u>から、当該金額に、別途当社と加盟店との間で合意した控除比率を乗じた金額を差し引いた金額とします。</p>	<p><b>第 9 条 債権譲渡対価</b></p> <p>第 4 条第 2 項に基づく債権譲渡の対価は、代金債権額から、当該金額に、別途当社と加盟店との間で合意した控除比率を乗じた金額を差し引いた金額とします。</p>
<p><b>第 11 条 権利帰属</b></p> <p>1. ～ 2. (略)</p>	<p><b>第 10 条 権利帰属</b></p> <p>1. ～ 2. (略)</p>
<p><b>第 12 条 サービスの中止・中断等</b></p> <p>1. ～ 4. (略)</p>	<p><b>第 11 条 サービスの中止・中断等</b></p> <p>1. ～ 4. (略)</p>
<p><b>第 13 条 守秘義務</b></p> <p>1. ～ 6. (略)</p>	<p><b>第 12 条 守秘義務</b></p> <p>1. ～ 6. (略)</p>

改訂後	改訂前
<p><b>第 13 条の 2 加盟店サイト等の揭示 (新 設)</b></p> <p>1. <u>加盟店は、当社が加盟店より届出を受けた加盟店サイト等に関する情報(加盟店の店舗またはウェブサイトの名称、住所、URL、連絡先その他イシューが指定する加盟店サイト等に関する情報を含みます。)を、イシューまたはイシューが指定する第三者が運営するサービスのウェブサイトまたはアプリケーション上に掲載する場合があること、また、イシューの判断により掲載を中止する場合があることをあらかじめ承諾します。</u></p> <p>2. <u>第 23 条第 2 項に基づき追加、変更された加盟店サイト等に関する情報についても前項と同様とします。</u></p> <p>3. <u>加盟店は、当社に届け出た加盟店サイト等に関する情報に誤りがあり、または当社に届け出た加盟店サイト等に関する情報の変更を速やかに当社に届け出なかったことにより、ユーザーまたは第三者との間に生じた紛争から当社またはイシューを保護するものとし、当社またはイシューが生じた損害を補償するものとし、</u></p> <p><b>第 14 条 個人情報等の取扱い</b></p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p><b>第 15 条 反社会的勢力の排除</b></p> <p>1. 加盟店は、自己またはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人または媒介者(以下「関係者」といいます。)が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、ならびに次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</p> <p>① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>④ <u>反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p>⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>当社は、加盟店が</u>反社会的勢力もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、<u>加盟店</u>に対して催告することなく直ちに加盟店契約を解除することができ、これによって被った損害の賠償を請求できるものとします。</p> <p>4. 当社は、前項の規定に基づく加盟店契約の解除により<u>加盟店</u>に損害が生じた場合においても、<u>加盟店</u>に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。</p> <p><b>第 16 条 有効期間</b></p> <p>1. ～ 4. (略)</p>	<p><b>第 13 条 個人情報等の取扱い</b></p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p><b>第 14 条 反社会的勢力の排除</b></p> <p>1. 加盟店は、自己またはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人または媒介者(以下「関係者」といいます。)が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、ならびに次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</p> <p>① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>④ 反社会的勢力に対して反社会的勢力であることを知りながら資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 反社会的勢力もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社は、ユーザーに対して催告することなく直ちに加盟店契約を解除することができ、これによって被った損害の賠償を請求できるものとします。</p> <p>4. 当行は、前項の規定に基づく加盟店契約の解除によりユーザーに損害が生じた場合においても、ユーザーに対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。</p> <p><b>第 15 条 有効期間</b></p> <p>1. ～ 4. (略)</p>

改訂後	改訂前
<p><b>第 17 条 加盟店契約の解除</b></p> <p>1. 当社は、加盟店が次の各号に定める事由に該当する場合、加盟店に対し何ら催告その他の手続を要することなく、加盟店契約を直ちに解除することができるものとします。</p> <p>① 第 7 条に違反したとき</p> <p>② 第 12 条第 4 項に基づく当社の調査に加盟店が合理的な理由なく応じないとき</p> <p>③ ～ ⑩ (略)</p> <p>2. (略)</p> <p><b>第 18 条 契約終了後の措置および残存条項</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 本規約の各条において明示的に記載されている場合のほか、第 5 条第 2 項および第 3 項、第 7 条第 3 項、第 11 条、第 12 条、第 14 条第 3 項、第 15 条第 3 項および第 4 項、第 16 条第 3 項、第 17 条第 2 項、本条、第 19 条ないし第 22 条ならびに第 25 条ないし第 27 条の各規定は、加盟店契約終了後といえども有効に存続するものとします。</p> <p><b>第 19 条 損害賠償</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 加盟店は、加盟店の営業(加盟店サイト等の運営、対象商品の販売もしくは提供、または寄付金の募集・勧誘を含みますが、これらに限りません。)に関連してユーザーを含む第三者から当該第三者の権利を侵害した等のクレーム、主張、要求、請求、異議等(以下「クレーム等」といいます。)を受けた場合、自らの費用と責任で当該クレーム等を処理解決するものとし、当該クレーム等に関連して当社が損害を被った場合には、その全ての損害を直ちに賠償する責任を負うものとします。なお、当社が当該クレーム等を処理解決した場合には、その処理解決に要した全ての費用(弁護士費用、第三者から請求された損害等を含みますが、それらに限られません。)は、加盟店が負担するものとします。</p> <p>3. (略)</p> <p><b>第 20 条 遅延損害金</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 21 条 免責</b></p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p><b>第 22 条 譲渡禁止等</b></p> <p>1. 加盟店は、本規約で認められる場合を除き、当社の事前の書面による承諾なくして、加盟店契約上の地位、または加盟店契約から生じた権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。</p> <p>2. <u>当社は、本規約で明示的に定められた事務のほか、本サービスの提供に関して必要と認めた事務を二次アクワイアラに委託することができるものとします。</u></p>	<p><b>第 16 条 加盟店契約の解除</b></p> <p>1. 当社は、加盟店が次の各号に定める事由に該当する場合、加盟店に対し何ら催告その他の手続を要することなく、加盟店契約を直ちに解除することができるものとします。</p> <p>① 第 6 条に違反したとき</p> <p>② 第 11 条第 4 項に基づく当社の調査に加盟店が合理的な理由なく応じないとき</p> <p>③ ～ ⑩ (略)</p> <p>2. (略)</p> <p><b>第 17 条 契約終了後の措置および残存条項</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 本規約の各条において明示的に記載されている場合のほか、第 5 条第 2 項および第 3 項、第 6 条第 3 項、第 10 条、第 11 条、第 13 条第 3 項、第 14 条第 3 項および第 4 項、第 15 条第 3 項、第 16 条第 2 項、本条、第 18 条ないし第 21 条ならびに第 24 条ないし第 26 条の各規定は、加盟店契約終了後といえども有効に存続するものとします。</p> <p><b>第 18 条 損害賠償</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 加盟店は、加盟店の営業(加盟店サイト等の運営、対象商品の販売または提供を含みますが、これらに限りません。)に関連してユーザーを含む第三者から当該第三者の権利を侵害した等のクレーム、主張、要求、請求、異議等(以下「クレーム等」といいます。)を受けた場合、自らの費用と責任で当該クレーム等を処理解決するものとし、当該クレーム等に関連して当社が損害を被った場合には、その全ての損害を直ちに賠償する責任を負うものとします。なお、当社が当該クレーム等を処理解決した場合には、その処理解決に要した全ての費用(弁護士費用、第三者から請求された損害等を含みますが、それらに限られません。)は、加盟店が負担するものとします。</p> <p>3. (略)</p> <p><b>第 19 条 遅延損害金</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 20 条 免責</b></p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p><b>第 21 条 譲渡禁止等</b></p> <p>加盟店は、本規約で認められる場合を除き、当社の事前の書面による承諾なくして、加盟店契約上の地位、または加盟店契約から生じた権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。</p>

改訂後	改訂前
<p><b>第 23 条 加盟店への通知</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（略）</li> <li>加盟店は、加盟店契約の申し込み時に記載した事項に変更があった場合には、速やかにその旨を当社に届け出るものとします。ただし、対象商品、<u>寄付金</u>および加盟店サイト等については、当社が当該届出を受けて、承認したもののみ変更の効力が生じるものとします。</li> <li>（略）</li> </ol> <p><b>第 24 条 本規約の変更・廃止</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当社は、相当の事由があると判断した場合には、加盟店の事前の承諾を得ることなく、当社の判断により、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき</u>、本規約をいつでも変更または廃止することができるものとします。</li> <li>本規約を変更または廃止したときは、<u>当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で加盟店に通知するものとします。</u></li> </ol> <p><b>第 25 条 準拠法</b></p> <p>（略）</p> <p><b>第 26 条 管轄</b></p> <p>（略）</p> <p><b>第 27 条 協議解決</b></p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><b>第 22 条 加盟店への通知</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（略）</li> <li>加盟店は、加盟店契約の申し込み時に記載した事項に変更があった場合には、速やかにその旨を当社に届け出るものとします。ただし、対象商品および加盟店サイト等については、当社が当該届出を受けて、承認したもののみ変更の効力が生じるものとします。</li> <li>（略）</li> </ol> <p><b>第 23 条 本規約の変更・廃止</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当社は、相当の事由があると判断した場合には、加盟店の事前の承諾を得ることなく、当社の判断により、本規約をいつでも変更または廃止することができるものとします。</li> <li>本規約を変更または廃止したときは、加盟店に通知するものとします。本規約の変更の効力が生じた後、加盟店が本サービスを利用した場合には、変更後の本規約に同意したものとみなし、加盟店契約の内容となるものとします。</li> </ol> <p><b>第 24 条 準拠法</b></p> <p>（略）</p> <p><b>第 25 条 管轄</b></p> <p>（略）</p> <p><b>第 26 条 協議解決</b></p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>